

遠距離通学児童生徒通学費の補助について（ご案内）

松江市教育委員会

松江市では、市立学校に通学する児童生徒の保護者の負担を軽減するため、通学に必要な経費の一部を補助しています。

1 対象となる人

定められた通学路により通学しており、以下①②のいずれかに該当する児童生徒の保護者

- ①小学校（義務教育学校の前期課程を含む）・・・自宅からの片道通学距離が、4 km以上の児童
- ②中学校（義務教育学校の後期課程を含む）・・・自宅からの片道通学距離が、5 km以上の生徒

注）以下に該当する人は、補助対象外です。

- ①校区外通学者・区域外就学者の保護者
- ②スクールバス利用者の保護者
- ③自宅からの片道通学距離が4 km以上あり、就学援助費の通学費受給予定児童の保護者
自宅からの片道通学距離が6 km以上あり、就学援助費の通学費受給予定生徒の保護者
※生徒については、準要保護世帯のうち
5 km以上6 km未満の公共交通利用世帯は補助対象です。
6 km以上は就学援助制度で対応します。
- ④特別支援教育就学奨励費（通学費）の受給予定者

2 補助する額・・・通学方法により、以下のとおりとなっています。

（1）徒歩・自転車通学の場合 ※8月分は対象となりません

- ① 小学校・・・自宅からの片道通学距離が、4 km以上…一人月額 7 2 0 円
- ② 中学校・・・自宅からの片道通学距離が、
5 km以上 7 km未満…一人月額 7 2 0 円
7 km以上 10 km未満 …一人月額 1, 0 0 0 円
10 km以上……………一人月額 1, 5 0 0 円

（2）公共交通機関利用の場合

購入した通学定期券の80%の額（準要保護生徒の場合は、通学定期券の100%の額）。
コミュニティバスの場合も通学定期券を購入した場合は、補助の対象になります。

※ 長期休業期間（春・夏・冬休み）中は対象になりません。

※ 一畑バス、市営バスで片道定期券が廃止されたことに伴い、バス利用での通学については、往復定期券購入の場合のみ補助対象となります。

※ 「回数券」、「バスカード」、「現金」、「ICOCA等の交通系ICカードでのチャージ残高払い」
による利用については、本人の利用を確認できませんので対象になりません。

【お願い】交通機関の利用の確認、補助金の額を算定するために、購入された定期券を学校で確認
します。定期券の提出、あるいは定期券の写しの提出などをお願いすることになります
ので、ご協力をよろしくお願いいたします

3 申請の方法

学校、教育委員会にある所定の申請用紙に、必要事項を記入・押印し、指定された日までに学校に提出してください。

年度ごとに申請が必要です。

通学方法や住所の変更など、当初の申請内容に変更が見込まれる場合には、支払に影響が出ることがありますので、変更後 10 日以内に学校へご連絡ください。

※公共交通機関を利用して通学する児童は、以下の表を参考にして通学距離を記入してください。

以下の表に利用するバス停がない場合は、通学距離を確認の上申請してください。

※公共交通機関の乗車距離は「自宅最寄り乗降停留所」から「学校最寄り乗降停留所」間の距離とします。（その場合の「公共交通機関を使用しない区間」（「自宅～自宅最寄りの乗降停留所」および「学校～学校最寄りの停留所」）についても必ず申請書への記載をお願いします。）

※通学距離については、学校及び教育委員会が電子地図等で確認し、大きく異なる際には訂正をお願いする場合があります。

栄道コミュニティバス	
停名	伊志見
大原街道	3.8

4 支給のしかた

年 3 回（学期ごと）の予定で、口座振込みにより教育委員会から直接支給します。

ただし、申請書、定期券などの確認状況により、時期がずれる場合があります。

5 問い合わせ先

学校 または 松江市教育委員会学校教育課学事係（Tel 5 5 - 5 4 1 6）

◇ ご存知ですか？ 学期定期券 ◇

通学定期券には、1 ヶ月、3 ヶ月など月単位の定期券のほかに、一学期ごとの学期定期があります。

月単位で購入していると、学期の途中で期限切れになり、回数券を買い足したり、不必要な期間の定期券を再購入したりと手間やお金がかかったりすることがあります。

この点、学期定期では、学期の途中で期限切れになることがなく、金額的にも割引があります。購入方法・金額等詳しいことにつきましては、交通各社にお問い合わせください。